

福山市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長及び福山市教育委員会教育長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2025年（令和7年）10月27日

福山市監査委員	小葉竹	靖
福山市監査委員	日下	真吾
福山市監査委員	奥	陽治
福山市監査委員	八杉	光乗

2023年度（令和5年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 まちづくり推進部

指 摘 事 項	措 置 内 容
スポーツ振興課 旧福山市体育館等フロン回収破壊処理業務について 当該業務は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、旧福山市体育館等の解体工事に先立ち、業務用エアコン等に使用されているフロン類の回収及び破壊処理を委託により行うものである。 業者選定に当たっては、一般競争入札により実施している。 [指摘事項] 一般競争入札の執行に当たっては、公告後の仕様書の変更について、必要な手続を行うなど、適正に処理されたい。	[指摘事項] 公告後に仕様変更があった場合の手続について、今後は、公告の中止・再公告を行うなど適正に処理する。 また、「委託契約事務の手引き」等を課内研修において課員全員で確認し、改めて適正な契約事務に対する意識啓発を行い、福山市契約規則の遵守を徹底した。